

議第87号

住民票の写し等の交付に関する事務の委託の廃止について（小山町との
事務委託）

地方自治法第252条の14第2項の規定により、別紙のとおり規約を定め、三島市と
小山町が相互に行っている住民票の写し等の交付に関する事務の委託を廃止するも
のとする。

令和6年9月5日提出

三島市長 豊岡 武士

小山町と三島市との間の住民票の写し等の交付に関する事務の事務委託に関する規約を廃止する規約案

小山町と三島市との間の住民票の写し等の交付に関する事務の事務委託に関する規約（平成 11 年 10 月 15 日制定）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。